

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第 65 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 12 月 24 日（金） 15:00～17:00

2. 場所 食品安全委員会大会議室

### 3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
- (5) BSE 対策に関する調査結果等について（管理機関からの報告）
- (6) カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について（管理機関からの報告）
- (7) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

酒井座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、佐多専門委員、  
筒井専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、毛利専門委員、  
山本専門委員

(説明者)

厚生労働省 横田 BSE 対策専門官  
農林水産省 功刀課長補佐、松尾国際衛生専門官

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、長尾委員、廣瀬委員、見上委員

(事務局)

栗本事務局長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、前田評価調整官、  
石垣課長補佐、永田係長、石川技術参与

### 5. 配布資料

資料 1 専門委員職務関係資料

資料 2 我が国に輸入される牛肉・牛内臓に係る食品健康影響評価（自  
ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について

- 資料 3 ホンジュラス追加確認回答内容の照会結果（仮訳）
- 資料 4 ホンジュラス評価書（案）たたき台
- 資料 5 ニュージーランド評価書（案）たたき台の変更点（新旧対照表）
- 資料 6 ニュージーランド評価書（案）たたき台
- 資料 7 我が国に輸入される牛肉・牛内臓に係る自ら評価のためにノルウェーから提出された回答（仮訳）－追加確認事項反映資料－
- 資料 8 ノルウェー評価書（案）たたき台
- 資料 9－1 BSE 対策に関する調査結果等について
- 資料 9－2 BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（21 年度）
- 資料 10 カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について
- 参考資料 1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価書（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）
- 参考資料 2 バヌアツ評価書（案）
- 参考資料 3 アルゼンチン評価書（案）
- 参考資料 4 参考文献

## 6. 議事内容

○石垣課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第 65 回プリオン専門調査会」を開催いたします。事務局評価課の石垣と申します。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 月 1 日付けをもちまして、専門委員の改選が行われまして、その後所属していただいた専門委員もいらっしゃいますが、本日は改選後の最初の会合ですので、まず始めに小泉委員長より、ごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 小泉でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさついたします。

このたびは食品安全委員会の専門委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。先生方におかれましては、既に内閣総理大臣から食品安全委員会の専門委員として任命されているところでございますが、その属すべき専門調査会につきましては、委員長が指名させていただくということになっております。そういうところで、プリオンの専門の先生方に、このプリオン専門調査会の専門委員として御指名させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

さて、皆様は御承知のとおり、平成 15 年 7 月に食品安全委員会が発足いたしまして、ほぼ 7 年半が過ぎました。この間、約 1,000 件のリスク評価結果を通知したところでございますが、それまでのこの 7 名の親委員会の委員として、すべて公開で審議してまいりました。

専門調査会におきましては、これまで各専門分野における専門的事項について調査審議

を行ってきていただいているところですが、このプリオン専門調査会におきましては、プリオンに関する食品健康影響評価を行うために設置された専門調査会でございます。動物及びヒトのプリオン病、食品衛生学あるいは疫学等の専門の御見識を持っていただいている先生方に今後調査審議していただくこととなります。

引き続きまして、プリオンに関する事項について調査審議していただくこととなりますが、実は御承知のとおり、BSEに関しましては国民の関心の非常に高い分野でございます。今後とも国民の健康保護が最も大事であるという食品安全基本法の基本理念の下で、科学的知見に基づいて、中立公正な立場で闊達な御審議をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石垣課長補佐 ありがとうございます。次に本日の資料の確認をお願いいたします。議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 15 点ございます。

資料 1 「専門委員職務関係資料」。

資料 2 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」。

資料 3 「ホンジュラス追加確認回答内容の照会結果（仮訳）」。

資料 4 「ホンジュラス評価書（案）たたき台」。

資料 5 「ニュージーランド評価書（案）たたき台の変更点（新旧対照表）」。

資料 6 「ニュージーランド評価書（案）たたき台」。

資料 7 「我が国に輸入される牛肉・牛内臓に係る自ら評価のためにノルウェーから提出された回答（仮訳）」。

資料 8 「ノルウェー評価書（案）たたき台」。

資料 9 - 1 「BSE 対策に関する調査結果等について」。

資料 9 - 2 「BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について（21 年度）」。

資料 10 「カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について」。

参考資料 1 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）」。

参考資料 2 「バヌアツ評価書（案）」。

参考資料 3 「アルゼンチン評価書（案）」。

参考資料 4 「参考文献」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。なお、傍聴の方に申し上げます。参考資料 4 と以上申し上げました資料以外で専門委員のお手元にあるものにつきましては、大部になります等ことから傍聴の方にはお配りしておりません。調査審議中に引用されたもので公表のものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、必要とされる方はこの会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。まず議事「（1）専門委員の紹介」についてでございます。私からお名前を五十音順に紹介させていただきます。恐縮ですが、簡単な

自己紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

小野寺節先生です。

○小野寺専門委員 小野寺です。よろしくお願ひします。

○石垣課長補佐 甲斐諭先生です。

○甲斐専門委員 甲斐でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○石垣課長補佐 門平睦代先生です。

○門平専門委員 門平です。よろしくお願ひいたします。

○石垣課長補佐 酒井健夫先生です。

○酒井専門委員 酒井です。よろしくお願ひいたします。

○石垣課長補佐 佐多徹太郎先生です。

○佐多専門委員 佐多です。よろしくお願ひいたします。

○石垣課長補佐 筒井俊之先生です。

○筒井専門委員 筒井です。よろしくお願ひします。

○石垣課長補佐 永田知里先生です。

○永田専門委員 永田です。よろしくお願ひいたします。

○石垣課長補佐 堀内基広先生です。

○堀内専門委員 北海道大学の堀内です。よろしくお願ひします。

○石垣課長補佐 水澤英洋先生です。

○水澤専門委員 東京医科歯科大学で神経内科をやっております水澤と申します。よろしくお願ひします。

○石垣課長補佐 山本茂貴先生です。

○山本専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の山本です。よろしくお願ひいたします。

○石垣課長補佐 毛利資郎先生です。失礼しました。

○毛利専門委員 動物衛生研究所プリオン病研究センターの毛利でございます。よろしくお願ひいたします。

○石垣課長補佐 なお、山田正仁先生と中村好一先生は本日は御欠席です。

また、本日は食品安全委員会から、小泉委員長、見上委員、廣瀬委員、長尾委員にも御出席いただいております。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。事務局長の栗本、評価課長の坂本、情報課長の本郷、評価調整官の前田、評価課の係長の永田、技術参与の石川、私評価課課長補佐の石垣でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議事「(2) 専門調査会の運営等について」に移らせていただきます。資料1の「専門委員職務関係資料」について、評価調整官の前田から御説明いたします。

○前田評価調整官 それでは、お手元の資料1を御覧ください。お時間が限られておりますので、ポイントのみ御説明をさせていただきます。こちらにつきましても、各専門調査会共通の職務関係資料ということでございます。

1 ページ「1 食品安全基本法について」ということでございます。先ほど委員長からも御説明がございましたとおり、食品安全委員会が設置されて7年半経つところでございますが、その中の基本的な考え方を示しているのがこの基本法でございます。

「1 目的」でございますが、この食品安全基本法におきましては、食品の安全性の確保に関して基本理念と、これに基づきます基本的な施策の枠組みを新たに構築するというところで、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するというのがこの基本法の目的でございます。

「2 リスク分析手法の導入」でございますが、食品の安全性の確保に関する施策を策定するに当たりましては、食品健康影響評価が施策ごとに行わなければならないという規定がございます。

3 ページの第12条でございますが、食の安全性の確保に関する施策。こちらにつきましては、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行わなければいけないという、いわゆるリスク管理に対応する規程ということでございます。

4 ページ。委員会の所掌事務第23条でございます。主に本プリオン専門調査会に該当する部分を23条の中でピックアップいたしますと、23条1項第2号「次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと」ということ。第6号「必要な化学調査及び研究を行うこと」。第7号「関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」。そういったものが主な食品安全委員会の所掌事務となっているところでございます。

8 ページには第25条といたしまして、「4 委員会の権限」ということで、資料の提出等の要求という項目がございます。委員会はその所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対して資料の提出、意見の表明、説明、その他必要な協力を求めることができると規定されてございます。

「5 専門委員」でございます。第36条、委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。専門委員学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命するといった規定がされているところでございます。

12 ページ「2 専門調査会の調査審議について」という項目がございます。こちらにつきましては、フローチャートが14ページに記載されております。リスク管理機関から評価の要請を受けた場合の審議の流れということでございますが、リスク管理機関から食品安全委員会に対して資料を送付して、本委員会で意見聴取内容についての説明を受け、専門調査会で審議を何度か繰り返していただき、評価書（案）を作成し、その後国民からの意見・情報の募集を30日間実施して、必要に応じて専門調査会において評価書（案）を修正し、本委員会で審議の結果、評価結果を決定する。そして、リスク管理機関に評価結果を通知するという流れとなっているところでございます。

自ら評価につきましては、このリスク管理機関からの評価要請なしに食品安全委員会において自ら評価すべき案件を決定して、専門調査会で御議論いただくという流れになっているところでございます。

15 ページ「② 食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。第2条に専門調査会の設置と記載してございますが、第1項に企画専門調査会等3つの名前が記載してございますが、本プリオン専門調査会につきましては17ページの別表にございますが、下から5段目でございます。プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議をすることということで設置がされているところでございます。

先ほど委員長のあいさつにもございましたとおり、第2項におきましては、専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名するということになってございます。

専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するということ。座長は専門調査会の事務を掌理するということ。5項といたしまして、座長に事故があるときは属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名するものがその職務を代理するということなどが、この調査会の運営規程で定められているところでございます。

19 ページをお開けください。本日も本プリオン専門調査会につきましては公開で開催されておりますが、平成15年7月1日の食品安全委員会決定におきまして、会議の公開について決定されてございます。

まず委員会の活動状況の公開で、日時、場所は公開をする。委員会は原則として公開する。議事録も原則として公開ということでございます。ただ、2番と3番は両方とも例外規定がございまして、個人の秘密や企業の知的財産、そういったものが開示されることによって特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き公開となっているところでございます。

「5 その他」の(1)でございますが、専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとするということで、活動状況、会議、議事録などについては、原則公開ということでございます。

20 ページ「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」。

「1 リスクコミュニケーション」がございまして、こちらにつきましては、専門委員に御参加いただくこともございまして、平成16年度、17年度、プリオン専門調査会におきましては19年度と21年度、過去に御協力をいただいて、評価結果の内容などの正しい理解の普及に向けて御尽力いただいているところでございます。そして、食品安全モニター会議などもございます。

22 ページ「2 国際会合への出席」でございます。こちらにつきましては、海外の評価機関との連携、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実に御協力いただくために、プリオン専門調査会におきましては、平成17年度、18年度、20年度、21年度に当専門調査会から国際会合に御出席をいただいているところでございます。

23 ページ「3 食品健康影響評価技術研究運営委員会」。こちらにつきましても、プリオン専門調査会からも御協力をいただいてございまして、食品安全委員会の持っております研究費の運営について御議論、御助言をいただいているところでございます。

25 ページ「4 国会への参考人招致」。平成 17 年度に 7 度、政府参考人として呼ばれているところですが、本調査会に関しましては、そのうち 6 回が関連しているということでございます。

27 ページ「4 自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方について」。こちらにつきましては、少し字が小さいのですが、29 ページに食品安全委員会がとりまとめる情報の種類及び対応状況という表がございます。基本的には一番上のリスク評価ということで評価書（案）の作成が一番重要な任務でございますが、それ以外にも 2 段目にございますファクトシートというものにおきまして、現時点における科学的知見に基づく情報を整理して文書にとりまとめ、国民に情報提供をするということ。下から 3 段目にございます Q&A でございますが、こちらは過去に牛海綿状脳症と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病についてという Q&A をつくっていただいております。そういったファクトシートや Q&A を作成するに当たって、専門調査会の専門委員の先生方の御助言をいただきながら作成することといたしてございます。

その作業フローとしましては 30 ページにございます。中段から少し下の辺りにございますけれども、ファクトシートの作成や Q&A の作成といったものにつきましても、専門調査会に意見照会をしたり御議論をいただいたりしているところがございます。

緊急時対応ということで、31 ページでございます。すべての専門委員に期待される役割が 2. で記載されてございます。基本的には「（1）平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供」、「（2）食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示」。32 ページの「（3）各専門調査会の緊急的な開催」などが緊急時の対応としてお願いする可能性のあるものでございます。

34 ページ「6 専門委員の服務について」。この 2 段落目にございます。専門委員の方におかれましては、国家公務員法の規定が適用されまして、同法の服務に関する規定を遵守しなければいけないということとされてございます。

「1 サービスの根本基準」といたしまして、公共の利益のために勤務すべきということ。

「2 法令及び上司に従う義務」といたしまして、食品安全委員会または委員長の専門事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことなどが規定されてございます。

「3 争議行為等の禁止」、「4 信用失墜行為の禁止」、「5 秘密を守る義務」、「6 職務に専念する義務」、「7 サービスに関する規定に違反した場合の処分」などの規定が専門委員の先生方にもかかるということを御留意いただければと思います。

35 ページの一番下の括弧でございますが、本日も公開で開催されておりますし、BSE 関係につきましては国民の関心の高い分野でございます。その専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からではなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することを求められることがあろうかと思っております。そういった場合には、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に抵触するということとはございませんけれども、その場合におかれましては、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないように、今まで

どおり御留意いただければと思っております。

36 ページ「7 食品健康影響評価技術研究について」。プリオン専門調査会関連ですと 38 ページの平成 20 年度にスタートしております「0804 プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究」などがなされているところでございます。

40 ページが先ほど事務局の紹介も石垣補佐からされましたが、食品安全委員会の事務局は職員合計が 57 名、そのうち評価課が 28 名、プリオン・自然毒担当の課長補佐及びプリオン・自然毒係長及び技術参与が配置されているところでございます。

41 ページからが食品安全基本法及び基本法に基づく食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の全文でございます。お時間のあるときにお目どおしいただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○石垣課長補佐 それでは、次に議事「(3) 座長の選出」をお願いいたします。座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規程第 2 条第 3 項により「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。どなたか御推薦がございましたら、よろしくをお願いいたします。どうぞ。

○小野寺専門委員 日本大学総長をやっておられる酒井先生が適任かと思えます。

○石垣課長補佐 どうぞ。

○山本専門委員 私もこれまでの経験等を考えますと、やはり酒井先生が適任かと思えますので、酒井先生に是非座長をやっていただければと思っております。

○石垣課長補佐 ただいま小野寺専門委員、山本専門委員から酒井専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでしょうか。

(拍手起こる)

○石垣課長補佐 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、座長に酒井専門委員が互選されました。それでは、座長席へ御移動いただくとともに、一言ごあいさつをちょうだいいただければと思います。

(酒井座長、座長席へ移動)

○酒井座長 ただいま座長に就任いたしました酒井でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

ただいま小泉委員長からのお話にございましたように、本委員会の責任、期待、関心は非常に高うございますので、国民の健康保護を第一に考えまして、透明性なる議論、科学的な知見に基づきまして、結論を出していきたいと思っております。各委員におかれましては、闊達な御意見をいただきまして、本委員会の責任を果たしてまいりたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

○石垣課長補佐 ありがとうございます。それでは、以降の議事進行を酒井座長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○酒井座長 それでは、議事の進行を引き継いで行わせていただきます。その前に私の方



から提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

食品安全委員会専門委員運営規程第2条第5号に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございます。従いまして、私からその任を水澤専門委員にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

(拍手起こる)

○酒井座長 ありがとうございます。

(水澤専門委員、座長代理席に移動)

○酒井座長 それでは、水澤座長代理から一言ごあいさつを、よろしくお願いいたします。

○水澤専門委員 私の方は前から前からの引き続きという形になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、議事を進めさせていただきます。議事次第にございます議事(5)でございますが、リスク管理機関から2件の報告がまいっております。1件目は厚生労働省からのBSE対策に関する調査結果等について。農林水産省からはBSE関係飼料規制の実効性の確保の強化についての御報告でございます。これは平成17年の我が国における牛海綿状脳症対策に関わる食品健康影響評価の結果を踏まえまして、リスク管理措置の遵守状況につきまして、定期的に報告を受けているものでございます。

厚生労働省からは横田BSE対策専門官、農林水産省からは畜水産安全管理課の功刀課長補佐が来ておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本件は平成22年7月29日の第342回食品安全委員会において既に報告がされております。それでは、説明をよろしくお願いいたします。

○横田BSE対策専門官 最初に厚生労働省の方から資料の説明をさせていただきます。私は厚生労働省食品安全部監視安全課の横田と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料9-1を御用意いただければと思います。こちらは「BSE対策に関する調査の結果について」ということで、先ほど座長の方からお話がありましたとおり、定期的に報告させていただいているものですが、内容としましては1枚めくっていただきまして、最初に「1 調査の趣旨」でございます。

初めにSRMの除去の徹底に関しましては、こちらの食品安全委員会ですりまとめたいただきましたBSEの国内対策の見直しに関する食品健康影響評価におきまして、SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的に実施することはリスク回避に有効であるという御指摘をいただいたところでございます。こういった内容を踏まえまして、と畜場の関係は基本的には各自治体の方で監督指導をしていただいているところでございますが、厚生労働省といたしましても定期的にSRM管理の実態につきまして、調査の方を行っているものでございます。

その下以降は「2 調査結果」でございます。

「1 調査対象施設」でございます。牛のと畜場の施設数が若干減っておりますが、それほど大きな変更はございません。めん羊、山羊の方は特段変更はございません。

「2 通常の牛のスタンニング方法」でございます。こちらは施設数が変わった関係で、若干数字の変更がございますけれども、特段大きな変更はございませんで、中身を見ますと圧倒的にスタンガンを使用していると畜場の方が多という状況でございます。

「3 牛のとさつ時の不動化の方法について」でございます。こちらの方は昨年4月にピッシングを法的に禁止したということで、それに代わる不動化方法として、どのような方法を用いているかということで調査をしております。こちらの方も21年10月と22年3月末現在で数字的に大きな変更はございません。

「4 牛の背割りによる脊髓片の飛散防止について」でございます。こちらの方は各施設とも「(1) 基本的事項」に記載されているような措置を講じておりまして、こちらに関しても特段内容的に大きな変更はございません。

「5 牛の特定部位の焼却について」でございます。こちらの方もと畜場内で焼却設備があるところは自分のところで焼却をしていたり、ないところは外部に委託したりしているということでございますが、数字的には大きな変更はございません。

「6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて」でございます。こちらの方は特に大きな変更はございません。

「7 SRMに係るSSOPについて」でございます。こちらに関してはすべての施設におきまして、しっかりとSSOPの方が作成されておりまして、記録等も適切に保管されているということで、特段問題がないような結果になっているかと思えます。

厚生労働省からの報告は以上でございます。

○功刀課長補佐 農林水産省畜水産安全管理課の功刀でございます。よろしく申し上げます。資料9-2を御用意いただけますでしょうか。「BSE関係飼料規制の実効性確保の強化」ということで、21年度の状況を御報告いたしたいと思えます。

BSE飼料規制につきましては、平成15年9月に反すう動物用飼料への動物由来タンパク質の混入防止に関するガイドラインを出しまして、ここから飼料規制についてスタートしているわけですがけれども、平成17年5月に食品健康影響評価をいただきまして、輸入飼料に係る交差汚染防止、販売業者における規制の徹底、牛飼育農家における規制の徹底ということで答申をいただきまして、その後、毎年度、状況を報告をしているということでございます。

「1 輸入飼料に係る交差汚染の防止」の状況でございます。輸入飼料につきましては、飼料安全法に基づきまして輸入業者は届出をしていただくことになっておりますが、従前その輸入飼料につきましては原材料は届出が要らないということになっておりましたが、17年6月に省令を改正しまして、原材料についても届出をするということで改正をしているところでございます。

検査分析の実施状況ですけれども、届出において、まず原材料に動物性タンパク質が使

われていないことを確認しております。21年度は、実際に流通している輸入飼料31点につきまして、農林水産消費安全技術センターは国の飼料検査を行っている機関でございます。通称FAMICと言っておりますが、輸入飼料の検査分析を実施しております。

内容につきましては4ページに一覧を載せてございます。主に加工されている混合飼料を中心に一部単体飼料も実施しておりますが、31点の検査分析を行いまして、反すう動物タンパク質は含まれていないことを確認しているところです。

1ページに戻りまして「2 販売業者に関する規制の徹底」の状況でございます。販売業者につきましては、従前、小売店については届出の対象になっていなかったのですが、17年6月に省令を改正しまして、小売店についても届出の対象にしているところです。

販売業者につきましては、都道府県が監視をしております。平成21年度につきましては、647件実施して不適合が14件認められております。不適合の内容については後ほどまとめて御説明いたします。

「3 牛飼育農家に対する規制の徹底」でございます。都道府県におきまして、牛飼育農家2,112件の検査・指導をしております。そのうち不適合が1件ございました。都道府県とは別に地方農政局においても巡回点検・指導を実施しております。1,500件実施しまして、特に動物性飼料などを給与しているという事例は認められておりません。

「4 製造段階における規制の徹底」でございます。製造段階につきましては、国の検査をやっているFAMICが広域に流通する比較的大規模の工場、肉骨粉を製造するような工場を担当して検査を実施しております。都道府県においては地域で流通するような中小規模の工場について、検査を実施しているということでございます。

まずFAMICの検査ですけれども、21年度につきましては409件実施しまして、不適合が11件認められております。都道府県においては21年度に115件の検査を実施しまして、不適合が2件認められております。

不適合の内容につきましては5ページを御覧いただけますでしょうか。まず販売業者でございます。一番上の表になりますが、帳簿の備え付けの不備が7件認められております。保管、輸送時における交差汚染防止対策の不備ということで、これが7件でございます。

内容としましては、右側の概要のところに書いてございますが、A飼料とB飼料、これは脚注で説明を書いておりますけれども、A飼料というのは動物性タンパク質が混入しないように取扱う反すう動物に給与する飼料。B飼料はそれ以外の飼料ということで、これを輸送、保管等の段階で区分してくださいということをガイドラインで言っているわけですが、この置く場所がきちんと明確に分けてなかったということであるとか、A飼料とB飼料を同時に受け入れていたという事例がございました。ただし、これらについては流通している段階では包装された状態で流通しておりますので、実際に交差汚染が起こったというものではございません。それから、受入れ時に伝票を確認していないとか、車両等でA飼料の標識がないという事例があったということでございます。

続きまして、反すう動物飼料農家でございます。こちらについても保管輸送時の交差汚

染防止対策の不備ということで、A 飼料を置く場所と B 飼料を置く場所の区分がきちんと明確になっていなかったということ指導事例でございます。こちらについても包装された飼料であるということで、実際に交差汚染が起こったということではございません。

都道府県における製造業者の不適合事例でございます。こちらについても、製造における交差汚染防止の不備が 1 件、保管、輸送時における交差汚染防止対策の不備が 1 件認められております。製造時の不備については、大臣確認を受けずに養殖魚用飼料を製造ということで、飼料安全法におきましては動物由来タンパク質を含む飼料については事前に農林水産大臣の確認を受けて、反すう動物のタンパク質が含まれていない、もしくは施設がそういうものを取り扱っていないということを事前に確認を受ける必要がございますが、養殖魚用飼料を製造している工場でこれを受けずに製造していたという事例でございます。輸送時の不備につきましては、先ほどと同様、A 飼料の置く場所、B 飼料の置く場所を明確に区分していなかったという事例でございます。国の検査、FAMIC が実施しました製造業者の不適合事例でございます。帳簿の不備が 3 件、表示の不備が 4 件認められております。

製造における交差汚染防止対策の不備ということで、肉骨粉工場における不適合事例が 1 件認められております。こちらについては牛と豚の分別基準に合致しないと畜場の豚残渣を用いて肉骨粉を製造していたということでございます。と畜場の分別については作業員の動線も含めまして、非常に厳しい分別の基準を置いておりまして、このと畜場についても牛と豚の残渣はきちんと分けてはおるのですけれども、作業員の動線の交差というようなことで、肉骨粉の原料には使えないといったと畜場であったわけですが、そういうところの原料を使っていたということでございました。ただし、FAMIC の検査の結果、当該肉骨粉からは牛の成分は検出されておらず、念のための措置として、その肉骨粉はすべて焼却処分をしているということでございます。

飼料の保管、輸送時における交差汚染防止対策の不備ということで、これが 3 件認められております。これは先ほどと同様に A と B の区分が不明確であったということでございます。

これらの不適合事例につきましては、2 ページの一番最後を書いてございますけれども、FAMIC、都道府県等が不適合のあった箇所については、帳簿の適切な整備、適切な表示、区分保管の徹底、肉骨粉の製造基準を遵守した製造ということで、すべて改善指導を行っているということでございます。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、コメントはございますでしょうか。ございませんか。

それでは、次に 2 件目の報告でございますが、カナダにおける食肉処理場施設の現地施設結果であります。この件につきましては、引き続き、厚生労働省の横田専門官と農林水産省からは動物衛生課の松尾国際衛生専門官に来ていただいておりますので、御説明をお願いいたします。なお、本件に関しましては、先週の 16 日に第 360 回食品安全委員会にお

いて既に報告されております。それでは、説明をよろしくお願ひいたします。

○横田 BSE 対策専門官 それでは、引き続きまして、カナダにおける食肉処理施設の定期査察結果について報告させていただきます。資料 10 を御用意いただければと思います。

1 枚目はプレスリリースの鏡でございまして、報告書の方は別添という形で後ろに付けさせていただきますので、1 枚めくっていただいて、別添の方を御覧いただければと思います。

「Ⅰ．日程等」でございまして。期間は 9 月 28 日～30 日。場所はカナダのケベック州の日本向け処理施設 3 施設につきまして、厚生労働省と農林水産省の担当者による現地査察を行ってまいりました。実際には各施設における対日輸出プログラムの遵守状況等の確認をしております。

「Ⅱ．施設調査の結果」で具体的な内容でございまして。大きく分けて 3 つの観点から調査を行っております。

「1 対日輸出プログラム及び HACCP プランについて」でございまして。こちらにつきましては、いわゆるマニュアル等の文書関係の確認の方を行っております。

「2 対日輸出された製品に関する生体受入、月齢確認、特定危険部位（SRM）除去、部分肉処理及び出荷等の記録」でございまして。こちらは実際の日本向け処理された製品の記録関係の確認の方を行ったということでございまして。

「3 対日輸出製品に関する現場作業」です。こちらの方は実際に生体受入、月齢確認、と畜解体、部分肉処理、製品の保管・出荷等の実際の現場の作業状況を直接見て、確認の方をしてきたというところでございまして。

全体の結果といたしましては、いずれの施設におきましても対日輸出条件に影響するような大きな指摘事項はございませんでした。ただ、一つだけ「4 指摘事項」でございまして、部分肉処理施設の方で枝肉をほかの施設から受け入れる際に、枝肉自身は日本向けに適合した枝肉だったのですけれども、数量の確認で輸送証明書に記載された数値と実際に受け入れていた数が合わない事例があったということで、この点については施設の方の手順書にそういった事例があったときは適切に対応する旨を追加記載等していただいたということで、既に改善措置が取られたということでございまして。

「Ⅲ．今後の対応」でございまして。引き続き、日本、カナダのシステムの同等性の検証を通じまして、対日輸出プログラムの遵守状況の検証等を行っていきたいと考えております。

説明の方は以上でございまして。

○酒井座長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見あるいはコメントはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今後とも必要な報告をお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、議事（4）の自ら評価の審議を始めたいと思います。これまでの状況と今回の審議の対象国の状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料2「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」を御覧ください。

現在の各国からの回答及び作業進捗状況について御報告させていただきます。これまで回答いただいた国は、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、アルゼンチン、ホンジュラス、ノルウェーの13か国でございます。このうちオーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル及びハンガリーの8か国につきましては、準備段階等の議論のために本調査会で8回御審議をいただいた上、2007年5月の第190回食品安全委員会におきまして、自ら評価として評価を行うことを決定いたしました。その後、調査会で19回御審議いただき、更に意見交換会及びパブリック・コメントを経て、パブリック・コメントへの回答のために1回調査会での御審議をいただいた上で、本年2月25日に開催しました第321回食品安全委員会にて審議が行われ、評価が終了しております。

また、アルゼンチン及びバヌアツにつきましては、本年2月10日の第63回プリオン専門調査会でとりまとめが終了しております。ホンジュラスにつきましては、昨年11月の第61回専門調査会にて継続審議となりまして、ニュージーランド及びノルウェーにつきましては、前回3月の第64回専門調査会にて継続審議となっております。これらの継続審議となっている国のうち、ホンジュラス及びノルウェーにつきましては、調査会において各国政府に照会することとされた不明な点等について照会し、回答が得られましたので、評価書（案）たたき台に追記しております。

ニュージーランドにつきましては、調査会で御指摘のあった点について、調査会の後に専門委員から御意見をいただき、評価書（案）たたき台に追記しております。また、未回答の国につきましては、引き続き要請していく予定でございます。

進捗状況につきましては、以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、まず調査会のとりまとめがもう既に終了しておりますアルゼンチン及びバヌアツにつきまして、確認のために事務局から説明部分のみ簡単に説明をお願いいたします。

○石垣課長補佐 それでは、参考資料2及び参考資料3を御覧ください。

参考資料2のバヌアツ評価書（案）の9ページの「（3）まとめ」を御覧ください。バヌアツの評価としましては、14行目からになりますが「バヌアツでは国内でBSEが暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果は『非常に大きい』と推定されたため、バヌアツから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と結論をしております。

参考資料3のアルゼンチン評価書（案）の12ページの「（3）まとめ」を御覧ください。こちらでも評価のまとめとしまして、14行目から「以上から、アルゼンチンでは、国内でB

SEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、さらに食肉処理工程におけるリスク低減効果も『非常に大きい』と推定されたため、アルゼンチンから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と結論しております。

また、今回の2か国の評価書（案）では、誤字の修正や語句の適正化等の軽微な変更のみ行っておりますが、評価書内容の変更はございません。また、この評価書（案）につきまして、各国政府に事実関係について誤認がないかについても確認済みです。

説明については以上になります。

○酒井座長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました2か国につきましては既に議論が尽くさせておりまして、細かい文言あるいは表現につきましては座長に御一任いただければと思っておりますが、よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、この後、食品安全委員会に報告いたしまして、そこでお認めいただければ、ホームページを通しまして、パブリック・コメントを求めたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、審議を続けてまいります。最初にホンジュラスにつきまして、審議を進めたいと思っております。最初に事務局から説明を、よろしく願いいたします。

○石垣課長補佐 それでは、資料3、資料4を御覧ください。

まず資料3を御覧ください。ホンジュラス政府より追加質問に対する回答がまいりました。資料3はその回答の和訳になります。回答内容としましては、1枚目の表ですが、飼料の給与リスクとしまして、飼料の給与規制に対する回答といたしまして、反すう動物由来飼料の反すう動物への給与の禁止、ほ乳動物由来飼料の反すう動物への給与の禁止は、共に2001年2月9日から実施されているという回答がございました。

また「2.3 特定危険部位（SRM）の利用」としまして、レンダリングの処理方法について、日本向け輸出施設でのレンダリング処理方法について、温度120℃から104℃、時間は2～3時間、気圧4.2～6気圧での処理を行っている、日本向け輸出施設でのレンダリング処理についての回答がございました。

裏面を御覧ください。「2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い」につきまして、SRMの処理方法につきまして、2005年のSRMに関する規制後には、頭部、脊柱、脊髓、回腸遠位部については焼却するとの回答をいただきました。それから、ピッシングにつきまして質問をしたところ、ピッシングはすべての施設で行われていないという回答をいただきました。

このいただいた回答によりまして、ホンジュラスの評価書（案）の追記箇所がございます。資料4を御覧ください。6行目からですが、ホンジュラス政府からいただいた回答から、BSEに関連した飼料規制としては2001年にほ乳動物由来タンパク質を含む飼料の反すう動物への給与が禁止されていると記載の方を変更しております。

また、17行目の飼料規制の評価についてですが、16～17行目からホンジュラス政府につ

いては 2007 年に 8 件の監査を行って、8 件すべてで違反が見つまっているということの記載について、飼料規制の遵守率が悪いということから、同じく飼料規制の遵守状況が悪かったニカラグアで行ったのと同様の対応としまして、以前の評価書に比べて国内安定性を半段階悪く判断して、5 ページの 27 行目にありますように、2002～2005 年は中程度～低い、2006～2007 年は低い～非常に低いという形で半段階変更をしております。こちらについては後ほど御審議をいただければと思います。

引き続きまして、4 ページの 23 行目からになります。SRM が定義される前は頭部、脊柱、脊髓、回腸遠位部は非反すう動物用飼料として利用されていたが、定義後は SRM 及び頭部は焼却処分されている。また、30 行目からですが、緊急と畜牛及び生体検査で処分決定が下された後も廃棄処分されていると記載されております。このため、ホンジュラスからいただいた再回答においても、この回答では 30 か月齢以下の脊髓、脊柱、回腸遠位部の処理については、いまだ不明のままとなっております。そのため OIE の規定で SRM として取り扱うことになる 30 か月齢以下の回腸遠位部の処理についても不明となっております。

こちらの SRM の処理実態を評価するに当たりまして、参考資料 1 を御覧いただきたいのですが、評価書の 16 ページにあります図 1 「国内安定性の評価」。そちらにありますデシジョンツリーの下に「1. SRM の利用実態」についてです。SRM の多くが飼料として利用されないという形で○と判断をしまして、こちらの記述を国内安定性の評価の中に行っております。

資料 4 のホンジュラス評価書（案）を御覧ください。「レンダリングの条件」ですが、4 ページの 33 行目から、いただいた資料に基づきまして、レンダリング飼料では約 104～120℃、2～3 時間での処理が実施されているという形で、ホンジュラスから来た回答のままで記載をしております。このレンダリング条件では前回の回答とあまり変わらない回答であったために、事務局にてレンダリングに関する文献等を確認しましたところ、回答書にある圧力値は加熱ボイラーの設定値と推測されましたが、あくまでこちらは推測になっております。いずれにしましても、温度条件が OIE 基準に達していないということから、評価書には温度条件のみを記載することとしまして、OIE で規定されているシステムは導入されていないという形で、4 ページの 35 行目から 5 ページにかけて記載をしております。この箇所の記載につきましても、後ほど御審議をいただければと思います。

5 ページの 25 行目の「国内安定性の評価」についてです。23 行目から「評価に当たっては、法的規制等のレベルに主眼を置きつつ、農場での飼料給与の遵守状況及び飼料サンプルの検査等に関する情報が得られていないこと、また飼料製造施設における飼料規制の遵守率が低いことを考慮した結果、1986～2001 年は「暴露・増幅する可能性が高い」、2002～2005 年は「暴露・増幅する可能性が中程度～低い」、2006～2007 年は「暴露・増幅する可能性が低い～非常に低い」という形で記載をしております。

前回までは、飼料規制についてはほとんど不明だったために、ワーストシナリオですべての期間で暴露・増幅する可能性が高いとなっておりますが、こういう形で変更してお



ります。

8 ページの 38 行目を御覧ください。ホンジュラスからいただいた回答から、ピッシングはすべての施設で行われていないと記載をしております。

併せて 9 ページの 17 行目からですが、ホンジュラスからの回答書に基づきまして、食肉処理工程におけるリスク低減効果の評価を行った結果、リスク低減効果は非常に大きいという形で、リスク低減効果を前回の「大きい」から「非常に大きい」に変更しております。

また、11 ページにあります評価の「(3) まとめ」につきましても、それに整合した形で同じ記載の変更をいたしております。前回と比べ、語句の適正化等の軽微な変更も行ってありますが、特に前回と内容にその他の変更はございません。御審議をよろしく願いたします。

○酒井座長 ありがとうございます。ただいま説明いただきましたのは、下線を引いているところをこのように訂正したいということで、4 ページ、5 ページ、8 ページ、9 ページが議論のポイントだろうと思っております。

これから御議論をいただきますのは、まず 1 つはレンダリング条件についてで、4 ページの 32 行目からが 1 つです。これは順序は逆になりますが、説明としては条件からそれぞれの実態に進んだ方が議論をしやすいただろうということで、まず最初に 4 ページの 32 行目の「レンダリング条件」を御議論いただきたい。

2 点目は、4 ページの 20 行目の SRM の利用実態について。

3 点目は、4 ページの 5 行目の飼料規制の遵守状況について。

4 点目は、5 ページの 19 行目の国内安定性の評価について。

5 点目は、8～9 ページに食肉処理工程におけますリスク軽減措置の評価について、いわゆるピッシング部分でございますが、これがただいまの説明の中でのポイントであろうと思います。

今、御説明いたしましたポイントの 1～5 につきまして順次議論を進めていって、全体で御議論をいただきたいと思っております。

4 ページの 32 行目「レンダリングの条件」に関する記述につきまして、いかがでしょうか。どうぞ。

○小野寺専門委員 レンダリングの条件ですけれども、処理方法で工場によって条件が違うと。片方は 104℃で、片方は 120℃だと。工場によってかなりばらつきがあるということで、両方とも OIE の条件に達していないということはわかります。それに関して、例えばホンジュラス国内としてのレギュレーションみたいなものはあるのでしょうか。ないなら、やむを得ないですけれども。

○酒井座長 事務局、よろしいですか。

○石垣課長補佐 レギュレーションについては、ホンジュラス政府の回答にはございませんでした。

○小野寺専門委員 レギュレーションがないと、レンダリングに関しては今まで BSE がな

かったということで、あまり規制していなかったということになるわけですね。

○酒井座長 ほかにはいかがですか。どうぞ。

○甲斐専門委員 先ほど事務局の説明がありましたけれども、大体そういうことではないかと思われま。

○酒井座長 ありがとうございます。それでは、先の議論に進んでよろしいですか。

次は SRM につきまして、4 ページの 20 行目からです。前回わかっていなかったことが追加されたと理解しておりますが、この点につきまして、御発言はございますでしょうか。山本先生、お願いいたします。

○山本専門委員 SRM の利用実態ですけれども、回答では 2005 年以降に定義がされたと。30 か月齢超える部分については焼却されているとなっているわけですね。ただ、この 30 か月齢以上が定義されているわけですけれども、それ以下のものについては特段の定義がないのですが、どうされているのかという処理の結果がわかっていないのですけれども、そこで OIE の基準に基づいて考えますと、回腸遠位部が 30 か月齢以下では SRM ということになります。そうすると、回腸遠位部に限ってどういうふうな処理をしたかということを考えなければいけない。先ほどの説明のときに判定図が事務局から御紹介があったと思います。

分厚いプリオン評価書の 16 ページにもう一回戻っていただきまして、国内安定性の評価のやり方があります。ホンジュラスは先ほど飼料規制のこともありましたけれども、ほ乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止で、その 2 番のところになるわけですが、その下に SRM の利用実態ということになりますと、SRM は飼料の利用を全く禁止している場合には判定◎、死廃牛は飼料に利用されず、SRM についても飼料以外の用途に利用されるということであると○、SRM の多くが飼料として利用されるといって、次の 2 へ進むことになります。

2 に行きますと、先ほどレンダリングの条件がありまして、これは OIE 基準を満たしていないということになりますと、上記以外ということ△。回腸遠位部が飼料にほとんど利用されていると考えているのか、たとえ利用されていたとしても、ホンジュラスの国内への侵入実態を考えたときに、ほとんど回腸遠位部のリスクを考えなくてもくらいに低いものだと考えて、○という判定をするのか。

私の意見では、侵入リスクのことを考えた上では、回腸遠位部は○と考えてもいらい飼料への影響はないのではないかとということで、記載はないですけれども、そのような判断ができるのかなとは考えておりますが、皆様方の御意見をいただきたいと思ひます。

○酒井座長 ありがとうございます。16 ページの表に基づいて対応すると○という結果になるというお話ですが、ほかに御発言はございますか。また必要に応じて後で戻りますけれども、時間の制約もございますので、先に進めさせていただきます。

次のポイントは 4 ページの上から 5 行目の飼料規制の遵守状況です。これにつきましては不明だったり、あるいは遵守率がよくなかったりということから、規制の遵守状況につ

いては回答がなかったもので、先ほどの説明のように、ニカラグアと同様に扱ったらどうかという御発言ですが、これにつきましても御発言をいただければと思います。山本先生、どうぞ。

○山本専門委員 これはなかなか判断が難しい書きぶりです。一応レンダリング施設が8施設あるということで、8件という件数が8施設それぞれから検体をどれくらい持ってきたのか書いていないのですけれども、それぞれの施設で2007年にスタートしてみると、みんな違反があったと。違反があつて、それをどう改善したのかも書いていないということになりますと、これだけでは全くやっていないのとほとんど変わらないのかなという考え方ですね。

そういう規制が始まった段階では、違反があるのは普通です。何年か違反が見つかり、その中でどういう改善をしてあるのかが非常に大事で、次の年に続いてくるとだんだん数が減ってきて、遵守状況が上がってくるのが一般的なレンダリング施設の検査の結果としては出てくると考えています。

ブラジルの場合は3年間続けてやっていますけれども、非常に違反率は高いということですが、そこで全部改善措置を取っているということが書かれていたわけです。ですから、今回のホンジュラスの場合はまだ1年目の結果しか返ってきていませんし、ほとんどやっていない扱いをするしかないのかなというのが私の意見です。

○酒井座長 どうぞ。

○小野寺専門委員 文章で情報が得られていないと2つあるのですけれども、こういう情報が得られていないということを繰り返して評価書に書くというのは、あまりよくないのではないかと思います。したがって、改めて情報を求めたけれども、だめだったとか、こちら情報を得るために努力をしたというような文章を書いた方がいいのかなと思います。

○酒井座長 これは非常に難しいところですね。情報がない中でとりまとめをするというのは、今の小野寺先生の御意見は表現の問題で、それは少し整理をされたらどうかということです。どうぞ。

○甲斐専門委員 今、山本専門委員から御指摘がございましたけれども、先ほどのSRMも含めて、そういうようなことではないかと思いますが、最後の表現については小野寺先生がおっしゃったことを少し考慮した方がいいかなと思います。

○酒井座長 いずれも事実を述べて、結論を導き出していると思います。中身については山本専門委員のお話で、表現については小野寺専門委員並びに甲斐専門委員から、少し整理をしたらいいのではないかというお話ですが、よろしいですか。

それでは、論点の4番目で国内の安定性の評価につきまして、前回のホンジュラスの評価書（案）では、飼料規制についてはほとんど不明であったと。それをこのように改めるという提案でございます。特に暴露・増幅に対する可能性が高いという評価になっておりましたけれども、今回はその内容が確認できたので、5ページの9行目にありますように、国内安定性の評価は2002～2005年には暴露・増幅する可能性は低いから中程度。2006～2

007年については暴露・増幅する可能性は非常に低いから低いとなっております。このような事務局でとりまとめたいただきました案でよろしいかがポイントだろうと思います。いかがでしょうか。山本先生、どうぞ。

○山本専門委員 先ほどSRMの取扱いにつきましては、○ということを考えてはいかがかと申し上げたのですけれども、そういうことが同意していただけるのであれば、段階的に変化してきて、少し改善されていると。飼料規制の遵守状況については不明な点がありますけれども、それについても、この表現は可能ではないかと思っております。

○甲斐専門委員 賛成です。

○酒井座長 12ページにリスクのことが書いてございますけれども、ここも含めて、今の山本先生の御意見に、甲斐先生の方から同意を得られましたが、よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

○堀内専門委員 確かに規制というのは、例えば2001年に飼料規制がスタートしている一方で、それが守られているかどうか疑わしいということもありますし、SRMの利用実態は一部不明な点もあるということで、国内安定性の評価のところ、段階的に高い、中程度に低い、低い、非常に低いと、年代的にはある規制が導入されたということに従って下がるという形で評価を進めていくということになっていたと思えますけれども、その年度ごとにあえて下がる理由を4ページの中からはなかなか見出すことができません。

2001年に比べると、飼料規制とSRMの利用実態の合わせ技で一段階くらい下がってもいいのかなと思いますけれども、2001～2002年にかけて、2005～2006年にかけて、段階的に下がっていく要素を見出すのは、4ページの文章の説明からすると難しいのかなという印象を私は持ちます。

○石垣課長補佐 事務局からですが、ホンジュラスの6ページの表5を御覧ください。国内安定性の評価について、飼料給与の状況、SRMの利用実態について、それぞれ基準があります。こちらの方で特に2001年までは規制がございましたが、2001年からほ乳動物由来タンパク質の規制がかかり、2005年からSRMの焼却処分という形がありましたので、こういった段階ということで記入をしております。

○堀内専門委員 それはわかっているのですけれども、その一方で、規制は始まっているけれども、どういう違反かははっきりわからないが、調べた結果、違反があるということが言われているわけですね。ですから、単純に規制を引いたイコール下げる要素にはならないのではないかということです。

○酒井座長 今の御発言は、これにもう少し反映した方がいいということですか。

○堀内専門委員 個人的には主に4ページの飼料規制とSRM、レンダリングもOIE基準に達していないということもありますけれども、そこを総合的に考えると、この案だと3段階半くらいは低下していることにはなりますが、もう少し厳しく見てもいいのかなと思います。

○酒井座長 どうぞ。

○筒井専門委員 私が思ったのは、SRMの利用実態のところでは焼却処分しているという2005年のところは一つありだろうと思います。一方でレンダリングの使用実態ですので、先ほどから問題になっていますような、そもそもレンダリング後の飼料として実際にどれくらい家畜の餌に可能性があったのかということについて少し教えていただきたいのは、8施設というレンダリングの生産量はかなり多いと考えていいのですか。それとも、ほかの国と比較して、この8施設のレンダリング施設でつくられている資料そのものが非常に少ないのかどうなのか。そういった情報がもしあれば、教えていただきたいです。

○酒井座長 生産量ですね。

○筒井専門委員 そうです。

○石垣課長補佐 ただいま確認します。

○酒井座長 先に議論を進めていますので、確認をしておいてください。

今、堀内専門委員から少しレベルを下げた方がいいのではないかと提案がございました。不明な点が多いということですね。

○毛利専門委員 6ページの表5で、今の堀内先生のことに関するのですが、国内安定性の評価のところでは、きちんと規制されたから段階的という手法としては非常にわかるのですが、実際問題として8件のレンダリング工場での飼料規制については、すべてに違反が認められたと書いてあるので、この規制そのものが生きていない可能性があります。それにもかかわらず、規制を段階的に下げることを取り入れているというのはいかなるものなのかと思います。

○酒井座長 その8件の中身がわかると、先生方は少し整理が付くのではないかと思います。

○石垣課長補佐 お手元の資料の中で、こちらがまず2回目のホンジュラスからの回答になりますが、こちらの5ページを御覧いただけますでしょうか。真ん中のところですが、レンダリングについて、生産量という形で1986～1990年は22トン、1991～1995年は28トン、1996～2000年は32トン、2001～2005年は18トン、2006年以降は15トンという回答をいただいております。こちらが生産量という形になっておます。

また、施設数は4ページの方に原料に反すう動物由来のものを含む、含まないという形で、併せて8施設という形になっております。

○酒井座長 今のお話では、8施設が原料に反すう動物由来のものを含むというのが5施設、含まないというのが3施設、合計で8施設という理解でよろしいですか。

○石垣課長補佐 はい。

○酒井座長 8施設中での2施設が代表的なもので、それぞれの生産量がこの5ページに書いてあるということですか。

○石垣課長補佐 そうです。

○山本専門委員 この2施設というのは、日本へ輸出しているところと関連しているレンダリング施設ということですね。

○石垣課長補佐 恐らくその2施設が「C and D」と「コンチネンタル」という施設だと思われま

○酒井座長 堀内先生、今の説明でよろしいでしょうか。

○堀内専門委員 生産量については、資料73の5ページのところでわかるのですけれども。

○筒井専門委員 これは私自身は結構少ないなという印象を持っていますけれども、そもそもあまり餌に回っていないと考えてもいいのかなという気がしています。もう一つ、それが落ちるかどうかというのは、確かにおっしゃられたところがあるのですけれども、最初のところでどれだけ高いという判定をするかというところが議論になってくるかと思

○酒井座長 どうぞ。

○門平専門委員 確認ですけれども、ホンジュラスの牛の飼い方は草地に自然放牧という形だと思

○石垣課長補佐 確認いたします。

○酒井座長 使用用途がわかればよいのですが。

○石垣課長補佐 確認をいたしますが、現時点では、ほ乳動物由来から反すうという形では行っていないということを確認できております。

○酒井座長 どうぞ。

○甲斐専門委員 先ほどの違反の件ですけれども、違反の内容がどういう違反なのかがわからないので、軽微なものなのか。

○酒井座長 違反の内容はわかりますか。

○石垣課長補佐 違反の内容は問い合わせたのですけれども、全く回答をいただけないという状況です。一番初めにホンジュラス政府から御回答をいただいた回答書の中では、飼料については牛以外用という形で回答をいただいております。

○酒井座長 今お話のように量的には非常に少ない。ただし、違反の内容については若干不明な点があるということでございます。それに基づいて一段階下げたらいいのではないかという御意見がござ

○水澤専門委員 今の御回答で、牛には行っていないわけですね。それが間違いないのだとしたら、あまり問題ない。

○石垣課長補佐 回答によりますと、そういった回答をいただいております。

○酒井座長 用途としては外れているという理解でいいですか。

○石垣課長補佐 はい。

○酒井座長 そうすると量的にも用途が不明であっても、それは使用されていないという判断ですね。

○山本専門委員 確認ですけれども、堀内先生は高いままでずっといるとお考えなのか。それとも 2005 年の規制のときから一つ下げているのはあり得ると。要するに SRM の利用実態がはっきりした時点からは、ある程度下がってもおかしくないと考えておられるのか。その辺の御意見をお願いします。

○堀内専門委員 ずっと 2001 年のままという意味ではなくて、この文章と文章から来る評価のところは、それを考えると 2001～2002 年で 1 段階下がって、2005～2006 年の間で一段階下がるというのは、アンノーンな部分があるのでいかななものかという意味で、先ほどの合わせ技で考えると、段階的に多少下がるのはわかるのですけれども、この文章を読んで、その結論を読んだときに、あれという印象を持つのではないかと。

今、ホンジュラスは国内の政治がすごく不安定で、恐らくこれ以上のことを何回聞いても戻ってこないのではないかと思います。たしかクーデターか何かがあったような国だと思えます。ただ、今あるアンノーンな状況を善意に解釈するのか。リスク評価するときには、それは逆にすべきではないかと思いますので、牛に利用していないと言いながら、別の飼料規制のところでは違反があるというところを総合的に考えて、どちらかの低減率を少し下げて考えてはいかがかという意見でございます。

○酒井座長 どうぞ。

○甲斐専門委員 6 ページの表 5 で、反すう動物へは給与を禁止しているし、SRM は焼却しているとか、農場で死んだ牛は処分しているとか、こういうことが明らかになっていることも確かですね。

○酒井座長 2006 年と 2007 年と明確な提示がされていますね。それは置いておきまして、ポイントの 5 点目の 8～9 ページのところですか。ピッシングを行っていないということが明らかになりましたので、リスクの低減効果が大きいから非常に大きいに変更するというので、ここにとりまとめをしておりますけれども、これにつきましてはいかがでしょうか。山本先生、この全体の流れからいかがですか。

○山本専門委員 食肉に関しましてはその部分が明らかになりましたので、ほかのところと併せて考えてみると、肉に関してはリスク低減効果が非常に大きいと考えていいのではないかと考えています。

○酒井座長 ほかに御意見はございますか。全体を通しまして、何か御意見はございますか。小野寺先生、どうぞ。

○小野寺専門委員 細かい話になりますけれども、ピッシングについてはホンジュラスでは行われていないと書いてありますが、例えばと畜場の数はどのくらいか、どれだけ調べたのか、そういう各論的な話ももう少し欲しいなと思います。

○石垣課長補佐 回答としては、と畜場の数は 7 施設あるという回答をいただいております。

○山本専門委員 日本に輸出しているのは 2 つですね。

○石垣課長補佐 日本に輸出している施設は 2 つ施設です。

○山本専門委員 7つのうちの2つが輸出していて、その2つはピッシングをやっていないと考えていいわけですね。

○石垣課長補佐 レンダリングを行っている施設は2施設ということです。

○小野寺専門委員 と畜場はもう少したくさんあるわけですね。そこで日本に関係しているのは2施設ということですか。

○永田係長 補足します。回答書によりますと、その点は明らかになっていないのですが、と畜規模とと畜場数と回答書でまとめてありまして、1日当たり101～500頭の施設が2施設、100頭以下という施設が5施設あるということで、と畜場数は併せて7施設あるという形で回答がされております。

○甲斐専門委員 海外のと畜場は大分見ましたけれども、日本のピッシングをやっているときの状況を見ましたが、すごく危険ですね。技術的にもピッシングをやること自身が危険で、よその国で私はいろいろ見たけれども、あまりやっていないです。すごく危険なので、日本でも最近やめました。技術的にもはねられる危険性があるので、あまりやっていないと思います。

○永田係長 補足ですが、USDAのFSISの検査プログラムにより公式認定されているところなので、米国の基準ですので、日本向け施設については、実際にはピッシングが行われていないとは考えられます。それは8ページの38行目から9ページの部分で、今回は回答によって、ピッシングは行っていないということが述べられましたので消させていただいている部分ですが、前はあくまで推測でしたので、米国への輸出施設で日本へも輸出されているとのことから、ピッシングを行っていないのではないかと書くことを書かせていただいていたと思います。

○甲斐専門委員 これを消した理由は何ですか。

○永田係長 前回は推測で、今回は行っていないという回答がきちんと寄せられたので、前回の推測のところは消させていただいて、行っていないという回答を選択したところとあります。

○酒井座長 回答に基づいて記述したということによろしいですね。

○石垣課長補佐 そうです。

○酒井座長 どうぞ。

○甲斐専門委員 この消された部分ですけども、日本に輸出を行っているホンジュラスの施設はUSDAのFSISの検査プログラムにより公式認定されているというのは、残しておいてもいいのではないですか。推測のところは省いたとしても、事実は残しておいた方がいいのではないのでしょうか。

○永田係長 2回目の回答ですが、ホンジュラス政府から、我々の施設はUSDAのFSISの検査プログラムにより公式認定されていると書かれてありますので、向こうの回答どおりなので、問題はないかと思えます。

○酒井座長 ほかに御意見はございませんか。ただいまの5つのポイントですと、国内の



安定性の問題で、2006～2007年は委員の方々に御理解をいただいておりますが、その前の段階で少しポイントを下げた方がいいのではないかと御意見がございましたので、そこを一回整理をしましょうか。

もう一つは言葉の問題で4ページ。ここも安定性のところで、情報が重複して書かれているところを整理して、スマートにしたらどうだろうかということです。

ほかに御意見はございますか。そうすると、その点に絞りまして御意見がございましたので、改めてとりまとめを行い、再度ここに提出するということにいたします。ほかにも何か御意見がございましたら、事務局の方に御連絡をいただきたいと思います。事務局の方はそれでよろしいですか。

○石垣課長補佐 はい。

○酒井座長 ありがとうございます。ホンジュラスにつきましては、評価書（案）の項目につきまして、確認を取って整理をしまして、改めてもう一度ここに提出させていただくということにいたしたいと思います。大変恐縮ですけれども、もう少しお願いいたします。

それでは、次にニュージーランドにつきまして、今回は非定型スクレイピーの記載部分につきまして御議論がございましたけれども、事務局からその部分を中心に説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○石垣課長補佐 それでは、資料5、資料6を御覧ください。ニュージーランドにつきましては、前回の専門調査会で追記の御指示があったものについて、追記を行っております。資料5がニュージーランド評価書（案）たたき台の新旧対照表になっております。新しく追加された項目ですが、前回ニュージーランドの公式見解では非定型スクレイピーは老齢のめん羊及び山羊で自然発生する変性疾患であるとされておりますが、前回の専門調査会にて文献等を引用した上で、調査会としての御意見を専門委員からいただき、追記することとされたものです。

そのために新しい形としまして、文献の参考資料2、3、4、5、6、7から以下のように追記をしております。「非定型スクレイピー/Nor98は、羊及び羊トランスジェニックマウスへの脳内接種実験によって伝達性が確認されている。また、一つの綿羊群から複数の罹患群が確認されたとの報告もある。これらの知見から、非定型スクレイピー/Nor98が自然界において個体間で伝達する可能性は排除できないと考えられる。また、起源についても、栄養学的な可能性や、不明とする意見もある」という文献からの引用と、「以上から、非定型スクレイピー/Nor98の疫学的な解釈については、広く科学者の間で合意が得られているとは言えないと考えられる」という形で記載をしております。

また、資料6を御覧ください。以下の記載を5ページに記載しております。それ以外の箇所につきましては、全体の内容等について、既に前回の専門調査会で御議論をいただいて、御検討が済んでいるものですが、語句の適正化等の軽微な変更等も行っておりますが、内容等に変更はございません。

以上です。

○酒井座長 ただいま説明をいただきましたが、5ページのところにつきましては、前回の調査会で指摘を受けたところでございます。記録の方では小野寺専門委員と堀内専門委員から指摘をされてございますけれども、両先生方、いかがでしょうか。

○小野寺専門委員 非定型スクレイピーの論文を追うと、確かに2003年とか2004年とか、そのころの論文ですと議論のところには自然発生する変性疾患である可能性もあるとか、そういうことは捨て切れないということが書いてありますけれども、その後に論文がたくさん出ていまして、特に13ページの論文一覧表を見ていただきますと、論文7番のVet Resの2008年に出ているのは比較的新しい論文ですが、この論文を見ますと一番最後の結論の英語では、起源については栄養学的な可能性か、あるいは不明とする意見もあるということで、これからも調査研究をしなければならないと書いてあるので、私はそのとおりかと思えます。

○酒井座長 そうしますと、以上からのところの記載でよろしいでしょうか。

○小野寺専門委員 はい。

○酒井座長 ありがとうございます。堀内先生、いかがでしょうか。

○堀内専門委員 事実として、その伝達するということがわかっていますので、非定型スクレイピーのオリジンですね。発生源は孤発性かもしれないけれども、それはオーラルでも伝達するようですので、リスク感染源にはなり得ると。そういう理解を明確にするために、伝達試験で伝達するという文言はあった方がいいのかなと思います。

○水澤専門委員 この言葉の質問ですけれども、栄養学的な可能性というのは、今おっしゃったオーラルというか、経口的にという意味でしょうか。経口的に感染するということですか。

○小野寺専門委員 そうではないです。栄養学的というのは可能性は低いと思えますけれども、ある種の重金属ですね。そういうものが発病因子になり得ると書いてあるので、そうかなとは思いますが、これはわかりません。

○水澤専門委員 専門の方がこれでわかれば結構です。

○酒井座長 どうもありがとうございました。よいですか。このニュージーランドにつきましては、今のところではほぼ同意を得られたと判断いたしまして、今回のニュージーランドにつきましては評価書（案）の各項目について、とりまとめが終了したということで対応したいと思っておりますが、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○酒井座長 ありがとうございました。もし何かまだございましたら、事務局の方まで御連絡をいただければと思います。

○毛利専門委員 この前の評価のときに私はいなかったのですが、ニュージーランドでは基本的にスクレイピーの発生はないということを前提に評価されたと理解してよろしいでしょうか。

○小野寺専門委員 Nor が問題になっていたが、それはつい最近になって問題になったので、それ以前はスクレイパーは何もなかったということでした。ですから、BSE はないということを前提に考えているわけです。

○毛利専門委員 わかりました。

○酒井座長 それでは、もう時間がまいっておりますけれども、ノルウェーの審議につきまして、説明だけでもしていただければと思います。前回、食肉処理の部分については、ほとんど情報が得られていないということで、評価に必要な最小限の内容について、事務局から再度照会をしていただいて、今回は回答が得られましたので、それについて事務局から説明をお願いいたします。

○石垣課長補佐 それでは、御説明させていただきます。資料 7、資料 8 を御覧ください。

まず資料 7 を御覧ください。今年度になりまして、ノルウェー政府から回答書の空白になっていた箇所について、回答がまいりました。今回新たに回答があった箇所は資料 7 の回答書の和訳に下線が付いている部分になります。

回答いただいた箇所は主に食肉処理に関する項目で、資料 7 の 44～45 ページにかけての食肉の解体処理についてのそれと、資料の 49～50 ページにかけての食肉内臓に関する項目で回答がまいりました。今回この回答を受けまして、追記等を行った箇所について御説明をさせていただきます。

資料 8 の 5 ページを御覧ください。17 行目ですが「SRM の利用実態」で、ノルウェーの回答から SRM の定義について、SRM の定義は EU と同じであるという回答から内容の記載を整理しております。主な変更点について御説明をしますと、9 ページの 1 行目を御覧ください。

こちらは「(2) 食肉及び内臓」の「SRM 除去の実施方法等」ですが、いただいた回答を基にしまして、記載をしております。回答書によりますと、日本に輸入されている食肉については 12 か月超の頭部並びに脊髄、24 か月超の脊柱及び全月齢の扁桃、腸、腸間膜は除去されている。その他は輸入者に対する通知により SRM の輸入自粛指導により日本に輸出されないようになっているとのことです。

また、SRM はと畜工程で除去されて、除去後はレンダリングをされ、焼却されております。背割り鋸は一頭ごとに熱湯で消毒されており、背割り後、脊髄の除去が行われております。脊髄除去後は、高圧水は用いておりますが、水による洗浄が実施されていると回答をいただいております。また、と畜後、検査は獣医官及びと畜検査官によって実施されており、枝肉への脊髄片の付着がないことの確認がと畜検査官により行われております。扁桃及び回腸遠位部を含む腸全体は、ノルウェーにおいて SRM とされておりまして、除去は獣医官によって確認されております。

「SSOP、HACCP に基づく管理」についての記載ですが、前回は情報がなかったものですが、日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設は SSOP 及び HACCP を導入しているという形で、施設は HACCP 指針に基づいて、リスク分析及び重要管理点を伴う内部管理システムを

確立していることが義務づけられているとの回答をいただいております。

「日本向け輸出のための付加的要件等」としまして、回答書によると、日本向け輸出のための付加的要件は特にないという回答の追記をしております。

10 ページの 24 行目「④食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価」についてですが、ノルウェーからの回答書では、食肉処理工程におけるリスク低減措置の強化を行った結果、リスク低減効果は非常に大きいと考えられたということで、前回の専門調査会ではほとんど回答が得られていなかった項目でして、評価ができていなかったとなっておりますが、今回の回答により必要な項目が埋まり、評価することができております。

12 ページ「(3) まとめ」を御覧ください。19 行目「以上から、ノルウェーでは、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は低いと考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は『非常に大きい』と評価されたため、ノルウェーから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と記載をしております。

13 ページの参考図を御覧ください。上にあります「生体牛のリスク」の表を御覧ください。生体牛の部分につきましては A の参考図で、前回は誤っておりまして、1995 年を 1996～1999 年のところに組み入れておりまして、1991～1994 年から斜めに矢印が出ておりましたが、こちらにつきましては事務局の記入ミスでありまして、その部分を 1995 年だけ上げて修正しております。また、1996 年以降はいわゆる引きずり効果で、一気にリスクが低下するのではなくて、国内の安定性に従って徐々に落ちているという記載をしております。

それ以外に語句の適正化やほかの国の評価書の書きぶりに合わせるといった軽微な訂正も行っておりますが、内容に変更はございません。

以上です。

○酒井座長 ありがとうございます。今のお話を整理しますと、3つのポイントが重要になると思います。

1つは 13 ページにあります、生体牛の評価の確認であります。前回の資料での 1995 年は間違っていて、1996～1999 年のところに組み入れていたので、その部分を修正してあるというのが 1 点でございます。

もう一つは、9～10 ページであります。9 ページは食肉処理の評価のところ、10 ページは食肉処理工程におけますリスク低減措置の評価。

大きく 3 点がポイントになるかと思えますけれども、本日は時間がまいりましたので、事務局から説明をいただいたということで、この後、継続をして進めていきたいと提案をさせていただきますが、事務局の方はいかがでしょうか。

○石垣課長補佐 結構です。

○酒井座長 各委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、ただいま説明をいただきましたので、それぞれ御確認をいただいて、次回はこちらに進めさせていただきます。進行が滞りまして、大変御迷惑をいたしました。

ニュージーランドにつきましてはお認めいただきましたので、事実関係の記載の部分に

つきましては誤認がないか、これは前回までにまとめた国と同様に事務局から相手国の方に念のために確認をお願いします。その上で、誤字等の軽微な修正につきましては座長に御一任いただきまして、食品安全委員会の方に報告させていただきます。次いで、パブリック・コメントを行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○酒井座長 ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○石垣課長補佐 特にございません。

○酒井座長 委員の先生方はいかがでしょうか。

○毛利専門委員 ホホンジュラスのものを確認されると思いますが、その中でその他の項目で BSE の症例は検出されていないという項目がございます。これについてはサーベイランスをした上で、もしくは検出をするシステムが整った上で結果として検出されていないというのと何もやっていないのとは重みが違うので、今のニュージーランドから考えると、この項目は省かれた方がいいのではないかと思います。

○酒井座長 わかりました。今の御意見も参考にさせていただきたいと思います。

○小野寺専門委員 私はうろ覚えかもしれないですけども、OIE のサーベイランスの基準はないですか。

○毛利専門委員 はい。

○小野寺専門委員 わかりました。

○酒井座長 それでは、次回につきましては、改めて事務局の方から日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。